

三重県飲食店時短要請協力金の特例受付に関するQ & A

令和3年8月10日

Q 1 対象となる協力金の範囲は？

A 1 令和3年4月26日以降を要請期間として実施した第1期から第3期までの飲食店時短要請協力金が対象です。昨年度の4月20日～5月6日を要請期間として実施した休業要請や、1月18日～2月7日を要請期間として桑名市、四日市市、鈴鹿市の3市を対象に実施した時短要請に対する協力金は今回の特例受付の対象外です。

Q 2 期間内に申し込みをできなかった理由が、単なる不注意であったが、このような場合でも特例受付に申し込むことはできるのか？

A 2 当初の申請期間内に申し込むことができなかった理由の如何を問わず、時短要請に応じていただいた飲食店の方は、特例受付に申し込んでいただくことができます。

Q 3 申請方法に変更はあるのか？

A 3 第1期から第3期の協力金の協力金の当初の申請と同じです。
なお、過去に申請していただいたことがある場合に添付を省略することができる添付書類が一部変わっていますのでご注意ください。

Q 4 申請書類はどこで手に入れればいいのか？

A 4 8月10日より、県のホームページに掲載しています。また、インターネットを見ることができない方には、郵送でお送りすることもできます。

【郵送での送付の依頼方法】

以下の宛先に、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

〒514-8799
津中央郵便局留
三重県飲食店時短要請協力金事務局 行
<特例受付分・資料請求>

※第何期の書類が必要かを封筒に裏面に明記してください。

※返信用切手代金は、第何期の書類が必要かによって変わってきますので、下の表でご確認ください。

※郵送での書類送付は、9月3日（金）【消印有効】までにお申し込みください。

【切手料金】

◎資料の重さ

- ・第1期分：150グラム
- ・第2期分：180グラム
- ・第3期分A地区用：145グラム
- ・第3期分B地区用：135グラム
- ・第3期分C地区用：150グラム

◎切手金額（角形2号サイズ用）

- ・50グラム以内：120円
- ・100グラム以内：140円
- ・150グラム以内：210円
- ・250グラム以内：250円
- ・500グラム以内：390円
- ・1キログラム以内：580円



◎切手金額計算例

第1期分と第2期分の資料を請求する場合

→150グラム（第1期分）+180グラム（第2期分）=330グラム

⇒必要切手金額：390円

Q 5 特例受付分の支払い時期はいつ頃になるのか？

A 5 正規の申請期限内に申し込んでいただいた方への支給を最優先で進めていく必要がありますので、特例受付で申し込んでいただく方に対するお支払いは、既にお申込みいただいている方への支払いに区切りがついた後になる予定です。申し訳ありませんが、お振り込みが遅くなることにつきましては、あらかじめご承知おきください。

Q 6 前に申し込んだ協力金の申請が不支給となった。もう一度申し込めば再審査してもらえるのか？

A 6 一度不支給の決定があった方が、再度同じ期の協力金に申請をしていただくことはできません。